

随意契約理由書

件名	浄水管理センター非常用発電設備点検整備
契約の相手方	メタウォーター株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本点検整備作業は、神戸市水道局浄水管理センターに設置されている非常用発電設備について、自家用電気工作物の「保安規程」に基づいた点検整備を行うものであり、商用電源が長時間停電する非常時においても確実に運転するよう、機能保全を図るものである。</p> <p>当発電設備は、上記業者が設計、製造を行った設備であり、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査において、製造業者のみが持つ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質を確保、保証することが不可能である。</p> <p>また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品の交換が発生するが、発電設備製造業者ごとに個々の部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)